

掲載内容

第1章

基礎知識

第1 危険物規制の概要

- 危険物規制等に関する法体系
- 危険物の規制に関する消防法令の概要

第2 危険物の種類・試験・指定数量、貯蔵取扱いの規制

- 消防危険物
- 各類危険物の試験と性状
- 危険物の種類に応じた指定数量
- 指定数量の算定
- 危険物の貯蔵・取扱いの例外的な規定

第3 危険物製造所等の種類

- 危険物製造所等の種類
- 危険物製造所等の区分

第4 危険物の移送・運搬に関する規制

- 危険物の運搬の基準
- 運搬容器の基準
- 積載方法の基準
- 運搬方法の基準
- 移動タンク貯蔵所による危険物の移送の基準

第5 製造所等の許可

- 危険物製造所等の設置・変更許可
- 製造所等の設置変更許可手続
- 製造所等の完成検査前の検査
- 危険物保安技術協会への審査委託
- 貯蔵危険物の種類又は数量の変更の届出
- 製造所等の廃止の届出

第2章

設計・施工・維持管理の基準 (ハード基準)

第1 製造所

- 製造所の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを取り扱う製造所の特例
- アルキルアルミニウム等を取り扱う製造所の特例
- 消火設備・警報設備の基準

第2 屋内貯蔵所

- 屋内貯蔵所の種類等
- 平家建屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建特定屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建以外の屋内貯蔵所(第2類・第4類の危険物)の位置、構造及び設備の基準
- 平家建以外の屋内貯蔵所(指定数量の倍数が20以下)の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 指定過酸化物等特殊な危険物を貯蔵する屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第3 屋外タンク貯蔵所

- 屋外タンク貯蔵所の種類等
- 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 特殊液体危険物の屋外タンク貯蔵所の特例

- 岩盤タンク、地中タンク及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例
- 消火設備・警報設備の基準

第4 屋内タンク貯蔵所

- 屋内タンク貯蔵所の種類等
- 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所の特例
- 特殊液体危険物の屋内タンク貯蔵所の特例
- 消火設備・警報設備の基準

第5 地下タンク貯蔵所

- 地下タンク貯蔵所の種類等
- 鋼製タンクである地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 二重殻タンクに係る地下タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の基準
- 漏れ防止構造に係る地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク貯蔵所の特例
- 消火設備・警報設備の基準

第6 簡易タンク貯蔵所

- 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第7 移動タンク貯蔵所

- 移動タンク貯蔵所の種類等
- 移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所以外のもの)の位置、構造及び設備の基準
- 積載式移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の特例
- 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所の特例
- 特殊な移動タンク貯蔵所の特例
- 消火設備の基準

第8 屋外貯蔵所

- 屋外貯蔵所の種類等
- 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置及び構造の基準
- 塊状の硫黄等のみを貯蔵する屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所の位置及び構造の基準

- 第1石油類等を貯蔵する屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第9 給油取扱所

- 給油取扱所の施設形態と適用する技術上の基準
- 屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 航空機給油取扱所の基準の特例
- 船舶給油取扱所の基準の特例
- 鉄道給油取扱所の基準の特例
- 圧縮天然ガス等充てん設備設置屋外給油取扱所の基準の特例
- 圧縮天然ガス等充てん設備設置屋内給油取扱所の基準の特例

- 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の基準の特例
- 自家用給油取扱所の基準の特例
- メタノール等及びエタノール等の屋外給油取扱所の特例
- メタノール等及びエタノール等の屋内給油取扱所の特例

- メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所等の基準の特例
- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例
- 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の特例
- 顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所等の特例
- 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所等の特例
- 消火設備・警報設備・避難設備の基準

第10 販売取扱所

- 販売取扱所
- 第1種販売取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 第2種販売取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第11 移送取扱所

- 移送取扱所

- 移送取扱所の位置、構造及び設備の基準

- 消火設備・警報設備の基準

第12 一般取扱所

- 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所の特例
- 専ら洗浄作業等を行う一般取扱所の特例
- 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 専ら充填作業等を行う一般取扱所の特例
- 専ら詰替え作業等を行う一般取扱所の特例
- 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 高引火点危険物のみを取り扱う一般取扱所の特例
- アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所の特例
- 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所の特例
- ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の特例
- リチウマイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所の特例
- 消火設備・警報設備の基準

第3章

貯蔵・取扱いの基準 (ソフト基準)

- 製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱い全てに共通する技術上の基準
- 危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する貯蔵・取扱の技術上の基準
- 危険物の貯蔵の技術上の基準
- 危険物の取扱いの技術上の基準

第4章

保安管理基準 (保安体制)

- 製造所等の保安体制一覧表
- 危険物保安統括管理者
- 危険物保安監督者・危険物取扱者
- 危険物施設保安員
- 予防規程
- 保安検査・定期点検
- 自衛消防組織



複雑・難解な法規制がこの1冊でわかる!

消防危険物 advice

編集 危険物規制・基準研究会

消防危険物
advice

編集 危険物規制・基準研究会

※iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアプリをダウンロードしてご利用ください。
※パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

B5判・総頁580頁

本体価格 4,700円+税
送料実費

電子書籍版も
発売!!

eBOOKSTORE

パソコン
iPhone/iPad
Android端末

でご利用できます。

webショップからお申込みいただけます。
新日本法規 Web で 検索

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

eBOOKSTOREからお申込みいただけます。

新日本法規 で 検索

<http://ebook.e-hoki.com/>

電子書籍版
本体価格 3,800円+税

創業1948年
新日本法規出版

0120-089-339 愛付時間/8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信

製造所

6-1 製造所の位置、構造及び設備の基準

1 位置の基準

項目	内容	関係法令
保安距離	次の建築物等の間に次の保安距離を保つ。	
	保安対象物件	保安距離
① 同一の敷地外にある住居	10m以上	危令9条1項1号 危規11条・12条
② 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校		
③ 病院		
④ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設で、300人以上の人員を収容することができるもの		
児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子・父子福祉施設、障害者職業能力開発校、特定民営施設、介護老人保健施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する施設で、20人以上の人員を収容することができるもの	30m以上	
⑥ 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物	50m以上	

製造所

6-1 製造所の位置、構造及び設備の基準

標識・掲示板

見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。

(1) 製造所である旨を表示した標識

(ア) 標識は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板とする。

(イ) 標識の色は、地を白色、文字を黒色とする。

(2) 製造所の許可内容の掲示板

(ア) 掲示板は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板とする。

(イ) 取り扱う危険物の類、品名及び取扱最大数量、指定数量の倍数並びに危険物保安監督者の氏名又は職名を表示する。

(ウ) 掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とする。

(3) 注意事項を表示した掲示板

取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示した掲示板を設ける。

取り扱う危険物	掲示する文字	地の色	文字の色
① アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの	禁水	青色	白色
② 禁水性物品	火気注意	赤色	白色
第2類の危険物(引火性固体を除く。)			
① 第2類の危険物のうち引火性固体	火気厳禁	赤色	白色
② 自然発火性物品			
③ 第4類の危険物			
④ 第5類の危険物			



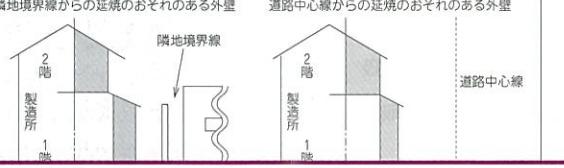
製造所

6-1 製造所の位置、構造及び設備の基準

2 構造の基準

項目	内 容	関係法令
地階	危険物を取り扱う建築物は、地階を有しないものとする。 advice 地階（建令1条2号に規定する地階）床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上のものをいう。	危令9条1項4号
建築物の構造	危険物を取り扱う建築物は、次の構造とする。 ① 壁、柱、床、はり及び階段は、不燃材料で造ること。 ② 延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。	危令9条1項5号
不燃材料	通常の火災による火災が加えられた場合に、加熱開始後20分間、燃焼せず、変形・溶融など防火上有害な損傷を生じず、避難上有害な煙やガスを発生しない不燃性能を有するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。一般には、石、コンクリートなどの材料である。	建法2条9号 建令108条の2
耐火構造	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関する技術的基準（建令107条）に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法（H12建1399）を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。	建法2条7号

延焼のおそれのある外壁	(1) 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互間の中線から、1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内にある建築物の外壁をいう。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地又は水面その他これらに類するものに面する建築物の外壁を除く（H元・7・4消防危64）。
	隣地境界線からの延焼のおそれのある外壁 道路中心線からの延焼のおそれのある外壁



製造所

6-1 製造所の位置、構造及び設備の基準

同一敷地内建築物の外壁間中心線からの延焼のおそれのある外壁



- (2) 延焼のおそれのある外壁は、隔壁とする。
- (3) 延焼のおそれのある外壁には、換気、排出設備その他の開口部を設けない。ただし、防火上有効なダンパー等を設けることにより、延焼のおそれのある外壁に換気、排出設備を設けることができる（H元・7・4消防危64）。
- (4) 危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は門扉との間に設ける特定防火設備（防火戸）により区切られる箇所については、危令5号に規定されている準不燃材料を用いて設けることとする。
- (5) 耐火構造の壁として「高温高圧ト製パネル（ALC板）」等を使用する際等の下地材についても、耐火性を有するものとし、国土交通大臣の認定を受けた耐火パネルとする。
- (6) 外壁に広告看板を設けることは、掲示板等の障害とならないものとす。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2015.8) 509141

この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

製造所

6-1 製造所の位置、構造及び設備の基準

物を除く。ただし、避雷設備、蒸気排出設備のモーター等当該施設に必要な設備で、放爆構造の妨げとならないものについては、設置することができます。

(6) 建築物が2以上の階数を有する場合は、最上階を除く階については、建築物の周囲の状況から判断して周囲に与える影響の少ない側に面する窓の面積を大きくとり、万一の場合にはその方向に圧力を放出する構造とする。

窓及び出入口

- ・窓及び出入口の構造

危険物を取り扱う建築物の窓及び出入口	防火設備（※1）を設ける。
延焼のおそれのある外壁	随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（※2）を設ける。

(※1) 「防火設備」とは、建法2条9号の2に規定されている防火設備のうち、防火戸であるものをいう（危規13条の2第1項）。

(※2) 「特定防火設備」とは、建令112条1項に規定されている特定防火設備のうち、防火戸であるものをいう（危規13条の2第2項）。

窓又は出入口の網入りガラス

危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。

advice 網入りガラス以外のガラスを使用できる場合
危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口のうち、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）により区画された危険物を取り扱わない部分（窓）にガラスを用いる場合、当該ガラスについては

給油取扱所

14-1 給油取扱所の施設形態と適用される技術上の基準

1 給油取扱所の施設形態

給油取扱所は、営業形態、建物の構造、給油等の対象、併置する危険物以外の燃料等により定められている。

給油取扱所の施設形態	適用される危令	適用される危規
営業用	17条1項	
航空機	17条3項<17条1項>	25条～25条の5
船舶	17条3項<17条1項>	26条
鉄道	17条3項<17条1項>	26条の2
圧縮天然ガス等	17条3項<17条1項>	27条
圧縮水素	17条3項<17条1項>	27条の2・27条の3
自家用	17条3項<17条1項>	27条の5
メタノール等	17条4項<17条1項>	28条・28条の2の3
セルフ給油	17条5項<17条1項>	28条の2・28条の2の3
営業用		28条の2の4・28条の2の5